

長野県上伊那広域水道用水企業団個人情報保護法施行条例

〔 令和5年2月3日 〕
〔 条例第1号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条に定める法の施行に関する事項については、伊那市個人情報保護法施行条例（令和4年伊那市条例第36号）及び伊那市個人情報保護審査会条例（令和4年伊那市条例第37号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは、「企業長」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。